

議案第　　号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するもの  
とする。

令和5年（2023年）月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第　　号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の一部を次のように改  
正する。

第1条の表市長の部宝塚市予防接種健康被害調査委員会の項の次に次のように加える。

宝塚市健康づくり審議会	市民の健康づくりの推進に関する重要な事項についての調査、審議に関する事務	17人以内 (必要に応じ臨時委員を置く。)	知識経験者 1人 保健医療の関係者 5人 市内の公共的団体等の代表者 6人以内 公募による市民 3人 関係行政機関の職員 2人
-------------	--------------------------------------	--------------------------	---

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。



宝塚市規則第 号

宝塚市健康づくり審議会規則 (案)

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）第2条の規定に基づき、宝塚市健康づくり審議会（以下「審議会」という。）の運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市民の健康づくりの推進に関する重要な事項について調査、審議し、答申するものとする。

(組織及び任期)

第3条 審議会の委員は、執行機関の附属機関設置に関する条例第1条に規定する者の中から市長が委嘱する。

- 2 市長は、委員が欠けたときは、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることがある。

(臨時委員)

第4条 臨時委員は、特別の事項を審議させるため必要があるときに、市長が当該特別の事項を明示して委嘱する。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときに、その身分を失う。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員（議事に關係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康推進課で行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

# 宝塚市健康づくり審議会の設置について

令和 5 年(2023 年)8 月 7 日

都市経営会議 資料

健康福祉部 健康推進室 健康推進課

## 1 本審議会の所掌事務

市長の諮問に応じ、市民の健康づくりの推進に関する重要な事項について調査、審議し、答申すること。

## 2 健康たからづか 21 について

宝塚市では、平成 15 年(2003 年)に、国の「健康日本 21」の地方計画である「健康たからづか 21」を策定し、平成 19 年(2007 年)には「健康たからづか 21 後期計画」を策定しました。その後策定した「健康たからづか 21(第 2 次)」を経て、現在は推進期間を平成 31 年度(2019 年度)から令和 5 年度(2023 年度)までとした「健康たからづか 21(第 2 次後期計画)」を策定し、健康寿命の延伸を目標とした取組を実施しています。

また、国の「健康日本 21(第 2 次)」の終期が 1 年延長されたことから、宝塚市においても現計画を 1 年延長し、令和 6 年度(2024 年度)までとしました。

## 3 審議会を設置する理由

本市がこれまで策定してきた「健康たからづか 21」は、保健医療関係団体や地域組織、関係行政機関などの代表者を会員として構成する「宝塚市健康づくり推進検討会」において計画策定の検討を行ってきました。

この検討会は要綱によって設置しているのですが、「健康たからづか 21」は国の「健康日本 21」の地方計画と位置付けていることや、市の総合計画や他の計画とも関連する分野別計画であることなどから、重要な計画であり、策定における議論や政策形成過程の透明性の確保のため、条例設置の審議会として位置付け、審議会ルールに則って運営することが必要と判断しました。

令和 7 年度(2025 年度)からの第 3 次計画策定前の現タイミングで執行機関の附属機関として位置付け、計画策定に向けて取り組むことが適切との考えから、今般審議会として設置しようとするものです。

#### 4 今後の予定

- 令和5年度

- ・9月市議会に執行機関の附属機関に係る条例改正及び報酬に係る補正予算を提案。  
※令和5年度(2023年度)当初予算 7報償費(278千円) → 1報酬へ
- ・10月～11月 審議会発足後、公募委員の募集と選定。
- ・12月 第1回審議会開催(委員委嘱)  
→計画策定に係る説明と市民意識調査実施の説明。
- ・1月～3月 健康たからづか21市民アンケート調査の実施。

- 令和6年度

- ・4月～10月 計画策定のための審議会を上半期に3回程度開催し計画を完成させる  
(この期間において作業部会を2回程度開催。)
- ・11月 計画の公表(パブコメ、市議会、広報ほか)。
- ・12月～ 冊子製本と関係機関へ配布。

#### 5 設置根拠に係る他市の状況

- 条例設置

尼崎市、西宮市、川西市、三田市

- 要綱設置

伊丹市、芦屋市

#### 6 委員構成について

予定する審議会委員構成(案)及び従来の検討会の会員は別紙のとおりです。

